

令和7年度静岡県富士山入山料現地受付におけるキャッシュレス決済に伴う指定納付受託者による歳入の納付業務仕様書

この仕様書は、令和7年度の静岡県富士山入山料現地受付におけるクレジットカード、電子マネー及びQRコード決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）実施に伴う指定納付受託者による歳入の納付業務において、受託者に求める概要を示したものである。したがって、この仕様書に明記していない事項でも、業務目的上当然に必要なと認められるものは、受託者の責任において実施すること。

1 業務内容

令和7年度静岡県富士山入山料現地受付におけるキャッシュレス決済に伴う指定納付受託者による歳入の納付業務

2 業務開始予定時期

令和7年6月中下旬 機器取り扱い研修等

令和7年7月10日 キャッシュレス決済開始

3 業務の対象となる収入

静岡県富士山入山料

4 納付業務の方法

- (1) キャッシュレス決済により徴収した静岡県富士山入山料（以下、「立替入山料」という。）については、各月毎に静岡県（以下、「本県」という。）と受託者が協議して決定した日を締め日として集計し、翌月の末日（当該日が営業日に当たらない場合は、末日の直前の営業日とする。なお、営業日とは、静岡県職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第4条第1項における休日に該当しない日をいう。）までに、本県が指定する口座に振込む方法（以下「指定口座振込」という。）により支払うこと。なお、指定口座振込日が、クレジットカード、電子マネー及びQRコード決済で異なる場合は、受託者は、事前に本県に申し出ること。
- (2) 振込手数料は受託者の負担とする。
- (3) 各月ごとの立替入山料の内訳明細及びブランド手数料の明細を入金予定日の3営業日前までに情報提供すること。
- (4) 複合体事業者による場合、立替入山料の納付については、代表者が一元的にとりまとめること。

5 当該納付事務に対する取扱手数料に関する条件

- (1) 取扱手数料の支払いは立替入山料との相殺によるものとする。よって、受託者による毎月の指定口座振込額は、立替入山料から取扱手数料の額を差し引いた金額とする。
- (2) 取扱手数料の額は、各月毎の立替入山料に契約で定める手数料率を乗じた金額とし1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

6 キャッシュレス決済による納付事務に必要な事前準備業務等

(1) 業務内容

- ア 打合わせ及び訪問サポート 3回
- イ 導入説明会の実施 2回
- ウ カードリーダー調達と納品
- エ その他キャッシュレスに必要な周辺機器の調達と納品
- オ キャッシュレス決済実施場所
 - ・ 富士宮口五合目 2箇所
 - ・ 水ヶ塚公園 2箇所
 - ・ 須走口五合目 2箇所
 - ・ 御殿場口新五合目 2箇所
 - 合計 8箇所

※通信環境により、実施場所を減らすことがある。

7 運用条件

(1) システム運用及び業務体制等

- ア 提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。
- イ 支払金額と回数が入力でき、カード決済承認番号が即時取得可能であること。
- ウ 紛失・盗難カードの不正使用に対し、十分な防止対策及び補償制度を有すること。
- エ 収集情報データを蓄積し、決済種別ごとにブランド別金額内訳を本県に情報提供すること。
- オ 障害発生時のサポート体制を取ること。特に機器の障害については、速やかに対応すること。
- カ 個人情報の保護に関する規定があり、対策が徹底されていること。
- キ 金額の入力間違い等によるキャッシュレス決済利用者への訂正連絡については、受託者は最大限の協力をすること。
- ク 利用者に対し、キャッシュレス決済が可能であることを案内するため、取扱いブランドのアクセプタンスマークを受託者の負担により提示すること。
- ケ システム導入時に決済端末等の初期設定を行うこと。また、本県職員及び本県が業務委託する事業者の職員に対して、端末機操作研修を習熟するまで実施すること。ただし、本県にて不要と判断した場合はこの限りではない。

8 その他

- (1) 本県が本業務に関わる事務の一部を第三者に委託できることとする。
- (2) 受託者が本業務に関わる事務の一部を再委託する場合、事前に本県に申し出て承認を得ること。
- (3) 本仕様書及び加盟店規約に定めのない事項並びに疑義の生じた事項については、本県と受託者で協議の上決定する。